

高年齢者等職業安定対策基本方針の一部改正案について

1. 趣旨

高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 24 年厚生労働省告示第 559 号。以下、「基本方針」という。）の対象期間が平成 29 年度で終了することとなるが、先般、内閣官房に設置された「人生 100 年時代構想会議」において「多様な形の高齢者雇用」がテーマの一つとされている。基本方針の見直しについても、同会議における議論及び追って策定される予定の基本構想を踏まえて行うことが適当であり、当該基本方針の対象期間を平成 30 年度まで延長する。

2. 概要

「はじめに」において規定されている基本方針の対象期間について「平成 29 年度までの 5 年間」から「平成 30 年度までの 6 年間」に改正する。